

## 有効期間の更新

### 提出様式...

①	労働者派遣事業許可有効期間更新申請書（様式第1号） [第1面・第2面]
②	労働者派遣事業計画書（様式第3号） [第1面～第2面] ※複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成
③	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第3-2号） [第1面] ※複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成
④	雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書（様式第3-3号） [第1面] ※派遣労働者のうち雇用保険等の未加入者がいる場合のみ事業所ごとに作成

### 添付書類...

①	最近の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書
②	法人税の納税申告書(別表1(1)「税務署の受付が確認できるもの」、及び別表4)
③	法人税の納税証明書(その2 所得金額用)
④	派遣元責任者講習受講証明書のコピー(3年以内のもの)
⑤	就業規則又は労働契約の以下の該当箇所 a.教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分 b.無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分 c. 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分
⑥	派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引き、マニュアル等又はその概要の該当箇所

### 参考資料...

複数事業所を同時申請する場合、①②は申請する事業所ごとに用意してください

①	自己チェックシート（様式第15号） [全3頁]
②	就業規則（労働基準監督署の受理印があるページ） ※添付書類⑤で就業規則を提出した場合のみ提出が必要
③	企業パンフレット等事業内容が確認できるもの（設立直後等で作成していない場合を除く）

### ※緩和された資産要件にて申請する場合(当分の間の措置)は以下の参考資料も必要です

平成27年9月30日から当分の間の措置として、1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主が対象

④	労働者名簿(申請月の前月末現在(前月末で把握が困難な場合は前々月現在のもの)、派遣労働者を含む全労働者分)
⑤	法第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書（様式第16号）
⑥	労働者派遣事業許可申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について（様式第17号）

### ○中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

提出様式は宮城労働局のホームページからダウンロードができます。

## 有効期間の更新(続き)

### ◎「緩和された資産要件」にて申請できる場合について

平成28年9月30日以降は、①改正法附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができることとされ、平成27年9月30日以降、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者、及び②①以外の者で平成27年9月30日から平成28年9月29日までの間に、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者(平成28年9月29日までに事業主管轄労働局に対して許可の有効期間の更新に係る申請を行い、当該申請が受理されている者も含む。)からの申請に限るものとする。

### 具体的には・・・

#### 1 許可後、初回の更新の場合

・新規申請において、緩和された資産要件(当分の間の措置)で許可されている場合には、更新の許可申請は、同じ緩和された資産要件(当分の間の措置)での申請が可能です。

・新規申請において、緩和された資産要件(3年間の暫定措置)で許可されている場合は、更新の許可申請は、緩和された資産要件(当分の間の措置)での申請が可能です。

#### 2 上記1以外の更新の場合

・前回、緩和された資産要件(当分の間の措置)で許可の更新をされている場合には、更新の許可申請は、同じ緩和された資産要件(当分の間の措置)での申請が可能です。

・前回、緩和された資産要件(3年間の暫定措置)で許可の更新をされている場合には、更新の許可申請は、緩和された資産要件(当分の間の措置)での申請が可能です。

※上記1, 2以外の場合は、通常の資産要件での申請が必要です。

### 提出期限・・・

有効期間満了日の3か月前まで

### 手数料・・・

収入印紙 5万5千円×労働者派遣事業を行う事業所数  
※郵便局などで購入

### 提出先・・・

事業主を管轄する労働局

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

**変更届や事業報告書が提出されていない場合は、更新申請前に提出する必要があります**

提出様式は宮城労働局のホームページからダウンロードができます。